

令和7年度

学習成果活用事業



浜松市

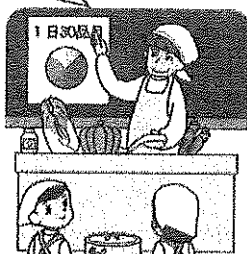
自分で講座の講師をしてみたい。

講座や教室を企画・運営してみたい方を募集します！

「学習成果活用事業」とは、市民の皆さんが主体となって講座や教室を企画・運営する事業です。ご自身の知識や技術・技能等を周りの人に伝えたり、地域の課題解決のために生かしたりすることができます。

浜松市は、学びの成果を自立的・持続的に生かす仕組みをつくり、市民の皆さんの夢や学びを育てるお手伝いをします。

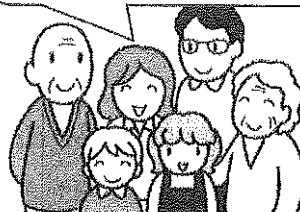
自分が学んだ
知識を伝えたい



地域の伝統を
子どもに伝えたい



世代間交流のできる
講座を企画・運営し
たい



上手な読み聞かせを
学ぶために講座を企
画・運営したい



申込期間：令和7年4月15日(火)～5月21日(水)

応募資格

○浜松市の生涯学習活動の担い手を育成するため、以下を対象とします。
(本事業は生涯学習の担い手を育成するための入門編であり、より多くの皆様に経験を積んでいただくため、個人及び団体の本事業を通じての開講は2回までとしますのでご了承ください。)

- ・市内で活動する個人及び団体
- ・今後、市内で活動していく意思のある個人及び団体

○同一個人及び同一団体による提案は、当該年度につき一回に限ります。

※営利活動(宣伝等を含む)を目的とした提案はご遠慮ください。

応募方法

「学習成果活用事業申請書」、「事業提案書兼申込書」に記入し、実施を希望する生涯学習施設の窓口へ提出してください。提出時に、必要経費等について職員がヒアリングさせていただきます。

※学習成果活用事業申請書及び事業提案書兼申込書は、市ホームページからダウンロードするか、生涯学習施設の窓口でお受け取りください。

お問合せ

浜松市 市民部 創造都市・文化振興課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市中央区まちづくり推進課 三方原協働センター

〒433-8105 浜松市中央区三方原町1179-5

電話 (053) 457-2413

電話 (053) 437-6522